

## 資料事前送付後の御質問に対する回答（環境基本計画）

①	答申案 P17	第3章第1節 指標3 土壌分析件数	提出者
質問 意見	件数でなく、土壌分析項目での分析値をなぜ目標基準にしないのか。		
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 土壌分析の対象は、農家（事業者）それぞれが営農に利用する農地であり、土壌分析を行うことで土壌の状態を把握し、過剰施肥等を防ぐことが目的であることから、ここでは分析件数を目標基準としています。</p>		
②	答申案 P33	第3章第4節 施策4	提出者
質問 意見	<p>市民、事業者、行政との連携により、廃棄物を作り出さない施策を具体的に実行できないか？</p> <p>リサイクルは廃棄物が出ることを前提にしている。トレーの廃止、個数、量り売りの推進、リターナブル容器の利用など、事業者と消費者が協力してできることがある。「ごみを作り出さない“まち“」宣言をして、市民の意識を変える必要があるのでは。</p>		
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ ご提案の宣言につきましては、小売店における売り方を大きく変えるものであり、容器製造事業者など多方面への影響も予想されますので、まずは、事業者や関係団体等にご意見をいただきながら、実現の可能性を検討して参りたいと考えております。</p>		

③	答申案 P7	第2章第3節 自然共生社会づくりの環境の範囲	提出者	
質問 意見	水環境の内容の記述は、水質に限定されているように感じました。自然環境は、森林の他に海岸や川岸の自然環境もあります。環境の範囲に海岸や川岸を加えた方がよいと思います。			
④	答申案 P15	第3章第1節 施策3のタイトルなど	提出者	
質問 意見	<p>上述した環境の範囲に海岸や川岸を加えると、下記ようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策3 森林・農地の保全→森林・海岸・川岸・農地の保全</li> <li>・ 森林の適正管理及び活動支援を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>→森林・海岸・川岸の適正管理及び活動支援を行う</li> </ul> </li> <li>・ 森林環境教育活動や森林レクリエーションを推進する <ul style="list-style-type: none"> <li>→自然保護活動・イベントなどを推進する</li> </ul> </li> </ul> <p>森林に限定せず、様々な自然として捉えた方がよいと思います。</p>			
③④ 回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 海岸、川岸も自然環境の一つであることはご指摘のとおりですが、7ページの「環境の範囲」は、「～など」とあるように、限定列举ではなく例示であり、こちらに含まれているものと考えております。また、計画書の構成として、ここで例示した環境の範囲が、「第3章 環境施策の方向性」の柱になる構成となっていることから、これまでの審議経過を踏まえ、「環境の範囲」は現案どおりとしたいと考えます。</p> <p>しかしながら、「施策1 清らかな水の保全」の＜現状と課題＞が水質に限定されているというご指摘と、現案の「市民・事業者に期待される役割」には水質以外の内容も含まれていることを踏まえ、＜現状と課題＞の記述を追加することとし、ご意見のあった施策3については「森林・農地の保全」として現案のとおり整理しつつ、市の施策方針にある「森林環境教育活動や森林レクリエーションを推進する」は、市民・事業者の記述とのつながりを考慮して、ご提案のとおり「自然保護活動・イベントなどを推進する」に修正したいと考えます。</p> <p>施策3  ＜現状と課題＞  「今後も、<u>森・川・海とつながる清らかな水の流れを維持していくため、森林の保全や海岸・川岸の環境美化に努めるとともに、事業場などについては、法令などに基づき、排水の監視・指導による改善を図り、また、生活排水については、～</u>」</p> <p>＜市の施策方針＞  「<u>自然保護活動・イベントなどを推進する</u>」</p>			

⑤	答申案 P16	第3章第1節 施策4	提出者	
質問 意見	<p>・また、市内でもニホンジカやイノシシなどの鳥獣の目撃事例があるため、 →また、市内でもニホンジカやイノシシなどの目撃事例があるため、 ニホンジカやイノシシは鳥獣の獣に該当するが、生物学的には獣とは表現せず哺乳類と表現します。簡潔にした方がわかりやすいため、鳥獣の文言を削除した方がよいと思います。</p> <p>・これまでも、多数の貴重な植物が生息する国名勝種差海岸 →これまでも、多数の貴重な動植物が生息する三陸復興国立公園の種差海岸 名勝は景勝の良さを示しますが、生物が生息する自然の豊かさまでは示しません。そのため、国立公園で記載した方がよいと思います。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ 「鳥獣」について、ご意見のとおり表現を修正します。</p> <p>・「種差海岸」について、ご意見を踏まえ、「名勝」「三陸復興国立公園」についての表現を修正し、「国名勝や三陸復興国立公園である種差海岸」としたいと考えます。あわせてP22の表現も修正します。</p> <p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p>・「また、市内でもニホンジカやイノシシなど__の目撃事例があるため、～」</p> <p>・「これまでも、多数の貴重な動植物が生息する、<u>国名勝や三陸復興国立公園である種差海岸</u>～」</p>			
⑥	答申案 P22	第3章第2節 施策3における「身近な公園」について	提出者	
質問 意見	<p>「また、都市の中で自然とふれあえる憩いの場として、八戸公園などの総合公園や長根公園などの運動公園、身近な公園などの整備も進めてきました。」</p> <p>身近な公園とはどのような公園なのか、具体を示してほしい。</p> <p>八戸公園などの総合公園や長根公園などの運動公園は、都市公園法の分類で記載されているようですが、身近な公園という分類はありません。身近な公園とはどのような公園を示しているのか、具体例を示して記載した方がわかりやすいと思います。また、身近な公園という感覚的な記載にしない方がよいのかもしれませんが。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○ ご意見を踏まえ、以下の表現に修正します。</p> <p>「八戸公園などの総合公園や長根公園などの運動公園、<u>街区公園などの身近な公園等</u>の整備も進めてきました。」</p>			